

第七十一回 参議院建設委員会會議録第十九号

昭和四十八年七月十日(火曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

七月十日

辞任

古賀雷四郎君

補欠選任

柳田桃太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

野々山一三君

理事

大森 久司君

竹内 藤男君

山内 一郎君

沢田 政治君

委員

小山邦太郎君

古賀雷四郎君

中津井 真君

中村 楨二君

米田 正文君

田中 一君

中村 英男君

松本 英一君

二宮 文造君

高山 恒雄君

春日 正一君

委員

金丸 信君

政府委員

建設大臣

建設大臣官房長

建設省計画局長

建設省都市局長

吉田 泰夫君

建設省河川局長

事務局長

常任委員会専門員

環境庁自然保護局企画調整課長

農林省構造改善局農政部農政課長

自治省税務局固定資産税課長

説明員

新谷 鐵郎君

関谷 俊作君

川俣 芳郎君

中島 博君

松村 賢吉君

本日

の会議に付した案件

○公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○都市緑地保全法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野々山一三君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

公有水面埋立法の一部を改正する法律案を議題とし、本案について政府から趣旨説明を拜聴いたします。金丸建設大臣。

○國務大臣(金丸信君) ただいま議題となりました公有水面埋立法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、近年における社会経済環境の変化にかんがみ、公有水面の適正かつ合理的な利用に資するため、その埋め立ての適正化に努めてまいりましたところであり、特に自然環境の保全、公害の防止、埋め立て地の権利移転または利用の適正化等の見地から、公有水面埋立法の規定が不十分である旨、関係各方面からの指摘もなされていく所であり、

現行の公有水面埋立法は、大正十年に制定されて以来、今日まで実質的な改正は一度も行なわれ

ていないため、最近のように、埋め立て規模の大型化、埋め立て土地利用の多様化等の社会情勢に適合しなくなつた面があり、現行法の枠内で行政指導を強化することにもおのずから限界があります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。次に、この法律案のおもな内容について申し上げます。

第一に、都道府県知事は、埋め立て免許の出願事項を公衆の縦覧に供するとともに、関係都道府県知事に通知する等、埋め立てに利害関係を有する者の意見を反映させる措置を拡充することとしております。

第二に、埋め立ての免許の基準を法定し、国土の利用上適正かつ合理的であること、環境の保全及び災害の防止に十分配慮されたものであること等の要件を明確にすることとしております。

第三に、竣工認可の告示後十年間は、埋め立て人等が埋め立て地について所有権を移転し、または使用収益権を設定し、もしくはその用途と異なる利用をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、その許可の基準を明確に規定することとしております。

第四に、特に大規模な埋め立て等政令で定めるものについて、環境保全上の観点からの調整をはかるため、主務大臣がこれを認可しようとするときは、環境庁長官の意見を求めなければならないこととしております。

その他、追認制度の廃止、罰則の強化等、所要の改正を行ない、指導監督体制を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御決くださるようお願いいたします。

○委員長(野々山一三君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(野々山一三君) 次に、都市緑地保全法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○沢田政治君 都市緑地保全法であります。率直に考えてみて、これに関連した根拠法といえますか、関連法といえますか、非常に多いことに驚いておるわけです。たとえば、まだこのほかにあります。都市計画法から始まって、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、都市公園法、都市公園等整備緊急措置法、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、これは議員提案の法律であつたと思ひますが、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、文化財保護法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、森林法、自然公園法、自然環境保全というように非常に法律が多いわけですね。何も根拠法が多い、関連法が多いということをおしはしっておりますわけじゃありませんが、全く、これでもだめならあれだ、あれがだめならこれだというように、法律をつくつたなら、何となく、こと足りるじゃないかと、あまり効果があらぬように、それから別の法律をつくと、こういうような法律を乱造する、何と申しますか、私はそういう傾向が強いんじゃないかと思ふんです。だから私は法律に権威を持たせ、一元的に管理し、実施するために、やはり緑地保全なら緑地保全——これは都市のですね、これを見ても一本にしたらどうかと思ふんです。これを見ても一体どうか、ちょっとしろろとが見ただけじゃわかりませんよ。これは実態はだれでも混乱すると思ふんです。どの法律に準拠して何をやるかというところは、あまりにもばらばら法律が多いんで、この点について都市局長どう考えますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘のとおり、自然の保護に関する法律は非常にたくさんあるわけ

事情で立ち消えになっておるわけです、事実上です。そうして、そういう経緯を経て、首都圏近郊の緑地保全区域の指定、こういうことになっておるわけですが、これは首都圏の方にお伺いしたいわけですが、ここで議論をしようと思いませんが、その指定状況ですね、経過と現況はどういう結果になっておるのか、ちょっとお知らせ願いたい。

○政府委員(小林忠雄君) 首都圏の基本計画によりまして、近郊整備地帯、これは大体東京を中心にして二十キロから五十キロの圏内でございますが、この中の三十キロから五十キロまでの間に五万ヘクタールの近郊緑地を指定するということが基本計画で一応きめておるわけでございます。現在までのところ、指定になっております近郊緑地保全区域は一万三千五百八十五ヘクタール、地区にいたしまして十七地区でございます。

○沢田政治君 自然を守れとか、開発より自然のほうが急務だと、これはもうだれでもそう思っていると思うんですね。そう言わない人はなくなりましてね。以前のように生産第一主義ということ、は、やっぱり自然というものと、生活環境が破壊されちゃあ、これはどんなメリットがあつたとしても、人間生活にとってはデメリットだと、こういう理解と認識というものは、ひとしく一様になつておると思うんです。そういうことで、今度環境庁のほうだつたと思いますが、さらに全国の自然というものを把握するために、緑の国勢調査と名前がつかどうかは別として、日本全土全体を、自然環境と人間の生活環境という観点から、これをとらえていくと、把握していくと、こういう構想があるやに聞いておるわけですが、大ざっぱな、何というか、理解しきれないわけですが、そういうような構想のもとに、私が言っている構想が違ふならば、どういふ具体的な構想で、いつごろまでかかってこれを把握するか、その間の事情というものをちょっと説明願いたいと思う。

○説明員(新谷鐵郎君) 昨年、自然環境保全法が制定されました、この法律の第一章、第二章の総則的な部分は自然環境の保全に関するいわば基本的な部分であるというふうに私も理解いたしておるわけですが、その中に「園は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行なうよう努めるものとする」という規定があるわけでござい

ます。この規定を受けて、四十八年度二億五千万円の予算をもちまして、全国的に、いまお話しございました、俗に緑の国勢調査と呼んでおります調査を実施すべく現在準備をいたしておるところでございます。この調査の内容は、わが国の植生、野生動物、地形、地質、大気等の自然環境の現状を把握いたしまして、今後、政府全体の自然環境保全のための施策の基礎資料にしたいということでございます。その中で緑について申し上げますと、まず、全国の詳しい植生図、これは二十万分の一でつくるわけですが、つくりまして、これから人間による物理的な破壊の状況を判断いたしまして、自然度と申しますか、どの程度その植生が人工によって破壊されていぬかという度合いを、零度から十度までの数字であらわすということを企図いたしておるわけでござい

ます。この調査は、ことしの夏に各県にお願いたしまして、実際の地図の作製その他の作業に取りかかっていたりしまして、おそくとも本年度一ぱいに結論を出すようにいたしたいと考えております。

○沢田政治君 今度の法案で、「緑地保全地区に関する都市計画の策定に必要の基準を定めたものであります」という逐条の説明があるわけでありまして、第一項、第一号、第二号、これは大体わかるのですが、第三号の「風致又は景観がすぐれており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要な土地」、これはどういふ基準でやるのか、風致または景観がすぐれていふことになつても、これはそれぞれ人の主観によつて、ある人はまことに絶景だといふ

し、ある人は目ざわりだといふし、これはばく然たる法律だからこうならざるを得ないわけでありまして、小説とか作文じゃありませんから、そうなると思ひますが、どういふことを想定に入れて風致または景観と——はたしてこれは実際の基準として行政上に生きてくるのかどうか、その点が非常に抽象的なので心配でならぬわけですね。お考えがあつたならばこれはお聞かせ願いたいので

す。

○政府委員(吉田泰夫君) これは端的に申しまして、現在全国に風致地区というのがございますが、これは風致景観がすぐれたところを現行法の風致地区という都市計画によってある程度保存しようという地区でございます。しかしながら、その規制内容が非常にゆるやかでありまして、いわゆる市街化と調和させながら、最小限度保存していかうということですから、なかなか十分に保存し切れない。年月の経過とともに、どうしてもその景観はくずれていくという経過をたどつておるわけでありまして、その風致地区の中でも特に重要な中核となる部分というものが大体あるわけでありまして、そういうところなどが一番の表現に

びつたりする場所だと思ひます。つまり風致地区の中でも特に重要なところ、なおふえんいたしましすならば、住民の日常生活、あるいは日帰り行動圏等を考えました場合の、そういう生活の上で接触する度合いが高い、あるいは平素住んでおりましたも、近くに景色のいい山などが眺望されるというふうな、そういう緑地を考へておるわけでありまして、要するに、その植生とか、水の状態とか、地形とか、そういうものから、住民の方々が受け取られる風致とか景観というものが非常にすぐれておる、そういう、わりあい都市の近くに所在する等の理由によりまして、住民の健全な心身の保持とか、増進ということのために非常に不可欠の要素をなしているというふうな、いろいろな風景のよい場所、水辺地、それから都市景観上重要な眺望斜面、天然林を主とする樹林地、特別に変わったような地形をしておつて、非常に

目映る形が美しいというふうな土地でございます。す。

○沢田政治君 局長、あなたの答弁を聞くと、いいんですよ。答弁が悪いということも言つておるのじゃない。そういう観点からいけば、山紫水明、これは日本は全部やっぱり美観ですね、風致または景観がすぐれておるよ、ヨーロッパから見たら、これは一木一草とも切らすべきじゃないんです。そこで、いまさらこういうことを言つておるんですが、こういう観点からいけば、日光の太郎杉なんていうのはまさにこれ以上に該当するわけですよ。それを、この法律を出す建設省が道路のために切らなければならぬと言つたのは何年前ですか。どうもそろそろ映るわけだ。法律はこういう美文調でつくつておくと、あとは適当に行政でやろうというふうな、そういう考えというのか、別に勘ぐるわけじゃないけれども、むなしさを感じるわけですね。日光の太郎杉というのは、まさに樹齡何百年ですからね、地元とか全国的に名を知られておる杉の老樹でしょう。ああいふのはどうですか、これからのいふならば。

○政府委員(吉田泰夫君) 当然こういう要件には該当すると思ひます。

○沢田政治君 あの訴訟はどうなつておりますか。この委員会でもあれなどは取り下げるべきだと、全く建設省の自然環境保護ということに対する理解と認識の欠除がある裁判になつておるんだということ、各委員から大いに指摘したところですよ。そして、まあ何とか別な案を立てましよう、あそこを通らぬようにしよう、こういうことを前向きで検討しますと言つたのは、これはどの大臣であつたか忘れませんが、取り下げましたか、裁判を。

○國務大臣(金丸信君) その問題については、ただいま御指摘のように裁判になつておるわけですが、裁判のほうから和解という話も出ておるわけで、和解が出るならば私は取り下げるべきである、そして太郎杉というものは切るべきでないという私は考え方で今後進めてまいりたい

と、こう思っておる次第でございます。

○沢田政治君 取り下げなさいよ。「風致又は景觀」って、その「景觀」とは何ぞやといったところで、これは日本全島がみんな景觀がいろいろとことなるわけだ、局長の言うことによるとね。こういう法律を出しながら、一方においては土木、道路のためにあれを切るなんというものは論理的にも全く矛盾しているんですよ。この法律を出す資格ないんですよ、そういう感覚を持っているならばね。これはやっぱり大臣取り下げべきですよ。そうでなくちゃ私もまじめにこの法案を審議せよといったって、その気になれませんよ。これはまあ一つ警告をしておきます。

そこで、これに指定した場合ですね、これは用途規制がされるわけですね。従来、自分の土地であるならば、建築基準法とかその他の関連法規に反しない限りは自分の土地でありますから自由に利用ができたわけですね。ところが今度、指定された以上は樹木は切れない、現状まで変形されないということになると、用途の制限、使用制限というものが必ずや起きてくるわけですね。この前、熊谷委員の質問だったと思いますが、その際に、解決の方法としては、ほとんど全部であります。大体買収と、こういう方向で解決の方途を見出してると、決着点をつけていると、大体その方向になるんじゃないかと、こういうような意味の御答弁があったわけですが、私は、話し合いがつかないという解決方法を決していいんではないかと好ましいと言わなければならない。それはまあ一つの解決方法としてけっこうでしよう。しかし、どうしても祖先伝来の地であるから売らないと、何とんでもそこを宅地に、何となくか、したいんだと、しかし宅地にはできないと、しかし売りたいくない。こういう場合ね、自分の持っている土地の評価が、これはもう減価するわけですね。この減価に対してこの法案を見ますと何らの措置もないんです。これ利用制限される、用途規制されるわけですが、その減価に対しては全然補償がない。勢い余って、こういう法

律があると知りつつも、何かつくとか切るとかね、こういうこともないとは言えないと思うんです。でありますから、ほんとうにこの法律を名実ともに実効をあげると、こういうことになりまると、減価に対するある程度の財政的な措置というものも当然あわせ考えなければ、この法律の実効があがらぬと、こういうふうに考えるわけですが、どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 確かにこの緑地保全地区に指定されますと、ほとんど現状凍結的な、きびしい開発あるいは建築の規制が行なわれるわけでありまして、自分の土地でありながら思うように利用できないことになりまます。そのため本法でも補償の規定や、御指摘のあった買い取りの規定を置いておりますが、御質問の減価というものは、やはりその土地を金にかえる、つまり売ろうというときに初めて生ずることであろうかと思ひます。その場合に、民間同士の売買では、そういう規制の強いところを適切に評価し、思ったような近傍類地の価格から引き出したような値段では買い取り手が無いというのを考えまして、この買い上げの規定を置いておきたいと思ひます。したがって買い上げ価格を適正に行なになればその減価という問題は解決するということになります。この考えをおる次第でございます。

○沢田政治君 まあ売るか売らないかはそれは本人の意思であって、しかし、持ったまま価値を高くからしめたいと、こういう人もあるわけですね。でありますから、ある程度の税制上の優遇措置はするでしよう、これはね。宅地と評価されたりなんかはしないでしよう、そういう指定区域はね、そうでしよう。それは税制面の減免ということの恩典があることはわかるわけですが、絶対的な減価があった場合補償しなければ、これはもう第三者に転売したり、転売、転売で取捨つかぬ場面も、いい悪いは別として、そういう場面も想定はされると思うんです。それと、これと若干違ふと思うんですが、七月

五日の新聞で「公道で隣接地の価値減った」と、

「市は損害賠償せよ」ということで、大阪地裁で減価を補償せよと、法律で何というか、一番では勝っているわけですね。こういう問題が出てくると思うんです。そういうことはいくらだろと思ううたってこれはだめですかね、こういう場合はどうするんですか。たとえば、これは大阪だと思ひますが、ちょっと読んでみます、わからぬ方もあるようですよ。それから「都市計画街路の建設で、道路に隣接する土地の利用価値が低下した」として、大阪市内の会社社長が大阪市を相手取り土地取用法に基づき八百四十六万円の損害賠償を求めていた事件で大阪地裁民事二部石川恭裁判長は五日朝、「道路建設に伴う問題の土地利用価値は一二%低下した」として市に対し、四百四十五万五千円を支払うよう命ずる判決を下した。この判決は公道建設に伴う周辺土地の損害を認めたもので、以下この書いしておりますが、なるほどあんたは、そういうような景觀がすぐれ、みんなの目を楽しませ、都市環境を引き立てるため、いい土地を持つておったんだから、持ったものを果報として、まあこれは損であつてもがまんせよと、こういうことも一面じゃ言えると思うんだけれども、やはり現状も全然凍結されるということになると、減価、持つておる価値がないんですよ。だから売つたらいいじゃないかと言ひますけれど、これはもう売らぬと云うのは本人の意思です。これはもう減価に對しても何らかの私法措置を講じなければ実効があがらぬと思ひます。これは緑化協定ですか、その際にも、この前、熊谷さんが、緑化協定を自発的に結ばされて、どうぞ結んでちょうだいということだけでは実効があらぬじゃないかと、耐え忍ぶ、全体のために、何というか景觀を維持したいというのに対して、行政的にもそこ何らかの報いる手段、措置を考えなければならぬじゃないかという意味の質問をしていて同じように、減価に對しても私は考えるべきだと思ひます、これは、どうしても

減価というものは考えられなかつた、これは財政的な面ですか、また論理の面から減価に對しては全然かまわなくてもいいという考え方に到達したわけですか、どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 本法では、従来のいろいろな法律、森林法とか自然公園法とか各種の法律の例を受けまして、現実に損失を受けた場合の補償の規定と、それから買い取りの規定と、二つをもつて対応しようということにしておるわけでございます。まあ先ほど御指摘のような訴訟の事例があるようでございますが、一般の場合には土地を義務的に買い取るというような規定はないわけでありまます。したがって、買い取つてくれといつても買ひ取つてくれないうちも、それでいい。その保証は全くないわけでありまして、それでいて明らか因果関係があつて価値が下落したとあれば、これは訴訟を行なう場合には損失補償の問題は出てくることと思ひます。本法の場合には、申し上げましたように、買い上げの規定を置いておりますので、買い取りの申し出があれれば、これを買い取つていくことで解決していく。その場合の買い取り価格も、その緑地保全地区に指定されたために安くなつていまして、その価格、そういう価格を評価するのではなくて、その緑地保全地区に指定されないうちの取引価格を基準として、それによって買い取るということにいたしておるわけでございます。ですから、価値の下落ということでは、本法の制度によって十分対処できるのではないかと、売らないで持つておるということも、もちろん財産権の行使のことでありまますからあり得るわけですが、その場合には、御自分が利用しておられる限り、いわゆる金銭に換算したその土地の価格の評価自体はさほど支障はないと思ひます。やはりそれを売る、金銭にかえるというときに一番問題になるのではないかと、その一番問題になりまますところをとらえまして、適正価格で買い上げるといふことで対処しようとするわけでございます。

四

で、論理的にも本法のような対応措置をもって足りると考へておる次第でございます。

○沢田政治君　そうすると、買収の価格形成といひますか、価格決定の基礎は、たとえば一キロ地点以内、これは都市近郊でありますから、地価公示地点があったと、その場合、地価公示法でやれというわけじゃありませんけれども、それを参考に考へるのか。また、その人は、もともとその地を宅地にしたかっただと、宅地にして売却したいのだと、そういう意思を持って買ったわけだ。この指定前は宅地にするのも自由であつたわけだ。ところが、この法律が施行されて指定をされた、宅地にできなくなつたという場合は、先ほどあなたが言われましたように、近隣近傍と、こう言つていますが、宅地並みで買ひますか、あるいはまた原始林で買ひますか、草地で買ひますか、どういふことですか。その場合問題になると言つておられますが、宅地になる可能性もあるし、立地してある条件もいし、本人はそういう意思を持って買ったという場合は、宅地並みに現実に買ひますか。

○政府委員(吉田泰夫君)　これは個々の場合によつて一がいに申せませんけれども、場所柄、立地条件その他から見ると、この規制なかりせば自由に宅地化できる場所であるということであれば、これは近傍類地、つまり、この規制のかかつていない近傍類地は現に宅地になつてゐるか、なつていなくても宅地可能性があるわけですから、そういう価格になつてゐるわけでございます。この土地を評価する場合にも、宅地見込み地として評価することにいたしております。

○沢田政治君　この基準を定める場合、二号ですね、これは明らかであります。一、神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域、これは特に最近ケースが多いわけですが、かつて宗教に国家が関与したり援助しておつたわけですが、新憲法によつてそれはできない、そういうことで、一部の寺院とか神社では、自分の持つておる森を売つ

たり宅地造成して売つたりしておるわけですね。そういう場合、これはもう今度ではできなくなるわけだ。しかし、それでは植家が少なくない寺社の維持ができない。そういう場合、これは具体的にどういふふうな解決するわけですか。非常にこういふ例は最近多いんですよ。売つちやいかぬ神域や寺院の林を売つたりなんかするの、最近傾向として非常に多いんですよ。これも非常に抽象的、

伝承もしくは伝統または文化的——これは神社仏閣だから、どこまでこれは文化的な意義かわかりませんが、どういふところまでこの適用範囲を考へておるわけですか。切つて売らなければ寺社が維持できない、そういう場合、国が財政援助をするつたつて、憲法上財政援助もできぬ。その場合、どういふ具体的な解決方法をするんですか。

○政府委員(吉田泰夫君)　寺社といへども一般国民の場合と本質的には変わらないわけでありまして、先ほど申し上げましたような補償とか買ひ取りの規定で対処するということになります。実際にその寺社の土地を買ひ取るということになるかどうか、これは一般の個人の土地と違ひまして、それも簡単にいかないかもしれません。第三条第一項第二号というのは、こういつた伝承もしくは風俗慣習と結びついた、そういう観点からする自然環境の良好な土地というものに着目した規定でありまして、これのすべてをもちろん対象にする、実際に指定していくということではなくて、いろいろな観点から都市計画上の配慮も加へ、実際上の支障の程度も、やはり法律には書いてありませんが、考慮して、指定していく、こういうことになると思ひます。

○沢田政治君　わかつたようなわからぬような答弁で、まあいいです。わかつたようなわからぬような答弁に、わかつたようなわからぬような質問をしておつても、これはしょうがありませんが、そこで具体的にお願いします。これはほくの感じもわかりませんが、特に緑を守らなくちゃならぬ、都市緑地を保全しなくちゃならぬという官庁街が——ばくは官庁街を見ていつも考へるんです

ね。これは官庁管轄費との関係も、金の問題も影響があると思ひますが、官庁街ほど樹木がないわけだ、ビルの砂漠地帯ですね。こういう法律を出すような、緑に対する高邁な理解ある官庁が、なぜあつたようなビルディングの灰色の谷間ばかりつくるのかふしぎでならぬと思ひます。やつぱりビルと都市と緑というものはこういう関係なんだということぐらい、一回モデル地区をつつたとしても、役所はせいたくだとはよもや国民は言

うまいと思ひます。建設省の前を見たつて、あそこは何もないでしょう、立地条件がそうかもわかりませんが、将来の官庁管轄もやはり国民に模範になるように、木陰にビルがあるということぐらい考へてもいい、環境に気がつかつてもいい。官庁だつて皆さんのオフィスだけの官庁じゃなし、国民もそこをながめ、そこを通るわけですから、そういうことを考へられませんか。いつ歩いて

も、私が官庁を見ました場合は、まさに殺風景なもの、全然緑がないと言ひませんが、ほとんどありません。ざりざり一ぱいにそういうオフィスをつくつていますね、感想どうですか、局長。

○政府委員(吉田泰夫君)　幸い建設省が建つてゐる場所は、国会側に面して、非常にいい場所にあります。あそこには、所管は国会の所管になつておりますが、事業としては建設省で施行し、都市計画の一団地の官公庁施設の中に取り込みましてつくりました約六ヘクタールの緑地があります。ああいう環境にすべての官公庁街をモデルとなくとも自立つような場所の官公庁街をモデルとしてでも緑化すべきであるということは、まことに御指摘のとおりでありまして、そのような配慮の足りなかつた時代に建ててしまつてゐるものが多岐にわたつてありますが、しかし今後、これをさらに建てかえる、再開発するといふ機会も次にあるわけでございますので、そういう機会には必ず、同じ収容力を高層化するによつて生み出せるわけですから、そこに前庭あるいはうしろ庭を広くとりまして、官公庁の職員ばかりで

なくて、そこに訪れる人、付近の人の目やからだに緑というものが十分感ぜられる、さすがに官庁街だといふふうにしていかなければならない。ただ少し長期的にかかりますけれども、今後はそういう機会をとらえて必ず所要の予算を組み、緑地もオープンスペースとして残して再開発していくということがどうしても必要だと考へておられます。

○沢田政治君　都市における緑を保全しなくちゃならぬといふのは、これは民間人の協力だけじゃないんですよ。個々の人も心がけなくちゃならぬし、みずから住むゾーンですから、生活ゾーンですからね。それと同時に、やはり行政官庁も都市の緑を保全すると、こういう提案をしてゐるんだから、官庁なんだから、指導しなくちゃならぬのだから、お互いに全体が協力し合わなくちゃこれはできないと思ひますね。でありますから、先ほど申し上げましたように、これは官庁管轄の予算の関係もあると思ひますが、都市における緑は守らなくちゃならぬといふのは、これは全体の声なんです。これはまさにコンセンサスもいふところですね。そういうことですから、大臣、将来の官庁管轄については、やはりそういう方向にするのかどうか、これ必要だと思ひますよ。どうですか、その付近の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信君)　先生の御指摘のとおり、私も必要だと思ひます。

○沢田政治君　そこで、いままでの既存の法律、この法律ができた場合、これを想定して行政的に見て、たとえば最も新しいニュータウンは多摩ニュータウンですね、規模が大きくて、あの多摩ニュータウンがこの法律の理想とするところ、目的とするところからいって非常に評価が高いか、理想的なものかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。まあ去年であつたかとおとししてあつたか、私ども委員会としてあそこを視察したわけですが、ところが、あそこはほとんど緑地を一回はいでならして、そして建ててゐるでしょ

いうことには私はならぬと思うんですよ。ね。でありますから、何かここに行政の誘い水ね、勧告とか言ったらちょっと悪いように聞こえますが、行政がやはり協定を結ぶべき旨を助言するとか、何かの行政的な呼び水がなければ、この法律を読んだら、翻然として、そうしてもうつくろうというこ

とにならぬと思うんだ、実際問題としてね。法律と国民のいまの生活実態といえますか、環境といえますか、民度からいってですね。でありますから、せつかくこういうようにしてみんなで何とか緑を守りましょうと、環境を守りましょうという法律であるんだから、少しでもこれが実効があるようにしてもらいたいと思うんです。そうすることが、われわれはこれを審議した場合でも非常に審議のしがいもあるわけですね。ところが、全くこれは民間に、これを読んであんた方考えてよかったですと思つたらこれをやりなさいということでは、これはどうもこの法律が生きてこないような気がしてなりません、先ほど申し上げました議員立法の都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律でもほとんど実効があつてお

らぬのだから。でありますから、この法律もこのままでは将来どういう実績があるかといえますと、私はやっぱりこれと同じような傾向になる可能性があると思うんです。でありますから、せつかくこういうような法律を環境保全、生活保全、自然保全のためにつくるなら、もう一歩やっぱり行政で誘い水をするということぐらいは必要であつたんじゃないかと思うんだけれども、どうかね。この点はどうも割り切れないんだ、ぼくと

しては。 ○政府委員(吉田泰夫君) 先ほど、勧告とか、そういうたぐいの規定がなくても、行政指導あるいは受け答えその他きまかな説得等によりましてはある程度動くんではないかと申しました。これ、まあ実施してみなければ大きな口もきけないわけでありまして、御指摘の点も確かに懸念される所ではあります。したがしまして、一応こういう形ででも動けばこれにこしたことは

ないわけでありまして、推移を見守らしていただきまして、やはりもう一本何か、拘束力はないにしても、何らかのきっかけが法律上もあつたほうがいいと、それならば進むのには、それがなければ、地方公共団体側からも意見が出るようであれば、その段階において十分検討していただきた

いと存じます。 ○沢田政治君 手続上は自発的な協定を結ぶ以外ないわけですね。市町村長はこれを認可するだけですね。認可のない前に結んだらいかですかと言う権限はないし、そういうことをやっちゃいかぬというわけじゃないけど、職務でもないわけですね。でありますから、この法律を、何というか、民間の方々を読んだら、これはいい法律だということにならなければこれは効果があがらぬわけですね。動かぬわけだ。協定もできぬわけだ。でありますから、私はやっぱり呼び水に行政としても、こういう法律をつくるんだから、なんじら法律を

読んで実効をあげよと、こういう式じゃなくて、こういう場合には全体のためにいいことであるから、いい法律なんだから、これを生かすという一つの手段といえますか、そういう方法も必要であつたんじゃないかと思つて。これは私の意見です。でありますから、将来、これは一、二年やってみてこの実績がなかった場合はまた別の手法なんて、手法の上の手法を積み重ねないで、逐次ちゅうちゅうなく改善して、少しでも実効があがるようにすべきだと、こういう意見を付加しておきたいと思つて。 それと、この協定を結ぶ際には、これは全員の合意でありましたね。変更する場合、廃止する場合、どうでありましたか、ちょっとそれ言つてくだ

さい。 ○政府委員(吉田泰夫君) 当初結ぶ場合と変更する場合とは全員合意でありまして、廃止する場合は過半数の合意ということでありまして。 ○沢田政治君 協定を結ぶ場合は全員の合意、変更する場合は全員の合意、廃止する場合は過半

数、どうもそのつながりがびんとこないんですね。廃止する場合も、これは全員の合意でなくちゃおかしいんじゃないですか。一部変更する場合は全員であつて、変更することさえも全員の合意であつて、全部やめちゃうという場合、過半数というのはどういうことですか。ちょっとわからぬですね。

○政府委員(吉田泰夫君) 住民の自発的な、自主的な制度として考えましたので、当初つくるときに全員同意ということですが、変更といふことは、まあ一部削つたり、一部追加したりといふことでありまして、結局部分的に切りかえるだけであるとしても、言うならば従来の協定をやめてかわりの新しい変更した協定に切りかえるというところでありますから、やはり当初の場合と同じように考えざるを得ない、こういうわけでありまして。それに比べてまして廃止といふことは、これはやめる一方でありまして、新しい何かをやるといふことはありませんから、そういう意味で当初つくるときとは違つてくる。そこで当初つく

る場合とは違つてくる。なおかつ、半数といふのはいかになるものであろうかといふことになりまして、もとも自主的な制度でありますので、一人、二人、少数の者が気に入らない、あるいはその土地なり建物を承継した人が、そんなことはおれ知らぬうちにきまつたことだ、こう言ひましても、そういういわばかつてなことは許さないという制度であります。日月もたつて周囲の状況等も変わるかもしれない。そういう場合、半数をこえる人が、もうこういふ制度はわれわれ困る、こういうことに一致した場合に、逆に少数の人の意思でそれを存続していくといふのも、これもまた自主的な制度としてはなじみにくいのではないかと、こういう意味で、廃止の場合には過半数、要するに半分以上の人がもうそれを存続する意思を失つた、そういう意味で自主的な制度がそこに終わらざるを得ない、こういうふうに考えたわけでございます。

○沢田政治君 そうなると、ますますこの法律の

効用というものと効果というものに疑問を持たざるを得ないわけですよ。全く投げやりですね。結局ときは合意の上でやりなさいと、変更する場合もこれは全員合意だと、もう緑要らねえじゃないかという住民の意識の変化があつた場合は、もうしようがねえじゃないかと、もともと自主的なものであるからと、やっぱり行政といふものは何と

いっても全体の環境を守るといふことですよ。ぼくは都市といふのは一部じゃないかと思つたよ。そこを含めての都市なんですよ。自分が住んでおるところだけ、自分がよければいいというわけじゃないんですよ。全体の機能を称して都市機能といふんですよ。だから、その住民が半数ぐらひは、もうやめたい、ここをもっと別に利用したいと、緑なんてどうでもいいやと、もう少し家を建てようじゃないかといふ場合は、半数の造反が――造反かどうかわかりませんが、こういうものがあつた場合やめてもいいということじゃ、どうも私はその付近は、うまい答弁はしているけれども、その付近を聞く、また何かこの法律というものは実効があがらぬと、投げやりだと、抜け穴があると、こういうふうに感ぜざるを得ないんですけれども、ますます緑が必要になるでしよう、いまの状態を想定したならば、人口がふえていっているのだから、大都市はね。年月がたつて必要でなくなるという時代といふのは何世紀後か、まだ四分の一世紀ですか、どれぐらいですか、これは、必要がなくなるというのはいふからぬですよ。説明が納得できないんですよ。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃいますように、この緑化協定の制度は、まあ見方によつては、当初は全員同意であつたり、廃止するときは過半数の同意であつたりいたしましたよ、非常に弱いといひますから、ゆるい制度であるように見えます。しかしながら、私どもの本来意図しておられますのは、やはりその自主性を持つて受け入れられるようなそういう制度にしておいて、そしていろいろな市町村側によるPRや指導と相まって、これができるだけ多く協定ができていく、この

ためには、あまり強いものにしたとすると、やはりいまはいけりけれども、先々心配だというようなこともあって同意が得にくいという面もありますから、そこは将来過半数の意図がまとまれば廃止もできるという、いわば先行きの安心感を基礎に、まあ、いまのところは協定を結ぼうじゃないかということ、踏み切りやすいことにおいておいたほうがいいのではないかと。それから、この協定が実施されますと、道路をはさんだ前庭などに植樹帯ができました、事実、木を植えて育ててまいります。そうしますと、まあ三年とか少なくとも五年ぐらいたたればある程度の緑の帯が物理的にでき上がってまいりますので、そこでほぼそういう緑の環境というものが安定するといえますか、定着すると思いませんか、そういう状態になっていくのではないかと。かりに、そのあとで廃止になりましたら、あるいは期限がまわりましたら、そういう事実上の育て上げられた緑をまたわざわざおさくす、これはまあ自由になりますけれども、一応町並みとしてはそろってできておきますし、全体として緑の豊かな住宅街の環境というものは、相当長期にわたって保存されるのではなからうか。そういう事実上の緑の定着というようなことも考え合わせまして、廃止のときは過半数の同意ということをお願いする面から考えまして、全員同意というようなきびしいものにはしないほうがいいのではないかと、それでも相当の効用を果たすのではないかと、いろいろ考えておる次第でございます。

○沢田政治君 緑がある年月をたつともう定着しちゃんだから、過半数で廃止しても、もう定着しちゃって、そこに乱開発とか、また緑を伐採して宅地化するとかということも行なわれぬのじゃないかと、こういう非常に善意的な解釈をしておられるようですが、私はそうじゃないと思うのですよ。まさに十年、二十年じゃない、百年、二百年、武蔵野原時代からの風致地区でもほとんど切り倒されるでしょう。一部はもう文化的に必要な史跡なんかでも掘り起こすでしょう。これは宅地

の需要供給の関係によりますが、そういうような人間性善説をとるといふのは私は禁物だと思っておりますよ。でありますから、せっかく全員でこの緑化協定しようという場合でありますから、一部を拡大しようとか、一部は都合が悪いから、ちよつともう一％くらい、ここだけはよそうというところからいったら過半数でもいいかも知れぬけれども、全員合意の上で協定を結んだ以上は、全員合意の上でこれを廃止するぐらゐの歯どめがなければ、定着しちゃうのだから、だれもここには傷つけまいという一つの善意的な人間の、何とか、善意説をとっているのかどうかかわからぬけれども、そういうお人よしの解釈で、はたして将来それが定着して確保されるかは私は考えられません。私はこれは非常に抜け穴だと思えますね。大臣どうですか、考えてみて。

○国務大臣(金丸信) いま局長からいろいろお話をいたして御質問に答えたくてございまして、私も聞いておいて非常に弱いなという感じもいたすわけでございますが、一応こういう法律になつております。先ほど来からお話のように、いろいろこの法案の中に、いさしこやうやうたはうが、いいという面もあるわけでございますから、それとあわせて再検討させていただきます、こう思います。

○沢田政治君 まあ、ここで修正案を出すとか、そういう意味じゃなく、やっぱり将来、これはみんなのために都市の緑を守るといふことだから、一年たつたあとでも実効があがらなかつた場合には、ちよつとなくいい方向へ改善していくべきだと思つておる必要はないと思つておるのです。

○国務大臣(金丸信) わかりました。

○沢田政治君 そういふことで、二十条で非常に私矛盾を感じておるわけですが、まずこの法案の中身より、協定という日本語は、解説するところどう解釈するのが至当でしょうか。この法案の中身

じゃなく、すなわち日本語を読んで、協定というのは何であるか、ちよつとお教え願いたいと思つます。これはここで勉強したいもので……。

○政府委員(吉田泰夫) 通常は、二人以上の主体の間に結ばれる約束ごとであるかと思つます。

○沢田政治君 私も東北人でありまして、日本語がうまくないもので、ちよつと模範国語辞典と漢和辞典を読んできましたが、協定とは、これは模範国語辞典では、相談してきめると書いていますね。漢和辞典は、話し合った上できめる、相談してきめる、契約は約束、約定は約束して取りきめる、約束してきめる、大体こつこつなことでありますよ。複数じゃなく、単数で協定ということあり得ないのですよ、これは実際問題として。そうでしょう。自分で自分がきめ得るものは何でしょうか。これは何と云うか、座右銘なんかかなら、おれは金ほしくないという座右銘をきめたら、これはまあ自分できめられますね。そのかわり、だれにも第三者には拘束力はない。だから、単数の協定というのはないと思つます。ところが、この二十条では——ちよつと二十条読んでみてください。

○政府委員(吉田泰夫) 第二十条「(緑化協定の設定の特則)」「都市計画区域内における相当規模の団地の土地(第十四条第一項の政令で定める土地を除く)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、市街地の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑化協定区域とする緑化協定を定めることができる。」「二項「市町村長は、前項の規定による緑化協定の認可の申請が第十六条第一項各号に該当し、かつ、当該緑化協定が市街地の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑化協定の認可するものとする。」「三項「第十六条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。」「四項「第二項の規定による認可を受けた緑化協定は、認可の日から起

算して一年以内において当該緑化協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第十六条第二項の規定による認可の公告のあつた緑化協定と同一の効力を有する緑化協定となる。」「以上でございます。

○沢田政治君 都市計画区域内における相当規模の団地の土地を一人で所有する者は、市街地の良好な環境確保のため協定を結ぶことができる、だれと相談してきめられますか、この際、一団の土地を一人で所有する者が協定を結ぶというのだから、先ほどの日本語によりまして、相談をしてきめるという、相談の主体はわかりませんが、土地を持つている人だと。客体のほうはだれですか。だれと相談して協定を結ぶのですか。協定は一人じゃ成立しないということ、あなたも言つておられるので、相談してきめるといふことを言つておられるのだから、この際、だれと相談してきめられますか。きめようがないじゃありませんか。自分の座右銘で後世の者に伝えようという法律的な拘束をするというの、これは法理論的にいってちよつと矛盾がありますよ。だれと相談してきめると、そのだれかをさがしてください。

○政府委員(吉田泰夫) おつしやるのとおり、この場合は一人でありますから、相談の相手というものはありません。それで緑化協定というの、おかしいじゃないかということですが、これは確かに奇異な感じもいたしますけれども、この法律の条文に書いてありますとおり、効力を生ずるのは、第四項におきまして、その区域内に二以上の土地所有者等が存することとなつたときから初めて効力を生ずるといふことになつておりました、いわば二人以上、つまり本来の意味の協定といふことが成り立ち得るような、そういう時期になつてから緑化協定としての効力を生ずる。その前の段階はといふと、そういう効力発生条件のついた協定以前の段階でありまして、これは厳密に書き分けることも一法かと思つていただけませんが、いづれ緑化協定ということになつて、そこで初めて効力を生ずる、いわばその手続段階の呼

び名であります。したがって、これをそういう条件づきの——効力発生には条件がついているという意味で初めから緑化協定と、かりに感じとしては、語感としてはおかしいかもしれませんが、そういうふうには呼ばしていただいで、それが、土地所有者が二以上になったときに、緑化協定という事で効力を生ずるといふふうに規定した次第でございます。

○沢田政治君 効力はいいのですよ。ところが、その効力前に緑化協定を定めるわけですね、一人です。たった一人で定めるわけですよ。まさにこれは、かつてのキングが、おれが法律だったことと同じですよ、一人できめたものに拘束力を持たせるのだから。協定は存在しないじゃないですか、一人では。効力はいいのですよ、あとの問題だ、これは。協定というのは一人じゃ成り立たぬということ、協定をここに成り立たせているのだから、そうして次に拘束力を持たせているのだから、論理としてはやはり矛盾がありますよ、これは。そうじゃありませんか。協定はすでに定められるのだから——協定じゃないのしょう、これは。効力をあとに残すのだったら、これは別の手法があると思うのだよ。法律的にも協定じゃなく、どう見ても、私は論理的につながっていきません、協定ですから。その付近を、実はこうなんだと、他にこういような法律の手法があるならあるというふうな、立法例を教えてください。協定ですよ、この際。

○政府委員(吉田泰夫君) 確かに、おっしゃるとおり、この十四条で全員合意で結ばれる緑化協定と、それからこの第二十条から出発します緑化協定は、その出発の時点においては法律的な性格を異にしているわけでありまして、つまり、第十四条に基づく緑化協定は、全員合意に基づく一種の私的契約のようなもの、これをあとで市町村長がオンラインライズして対外的効力を持たせようというわけでありまして、その第二十条というものは、仰せのとおり、協定と申しましてもいわば名ばかりのもので、相談する相手方はこの段階ではない、一

人でできるわけでありまして、まあ規約とか要綱とか、そういうものにむしろふさわしいような性格のものであります。したがって、制定の手続等も若干十四条以下とは異なっておりますが、市町村長が認可することは同じであります。第十六条第一項各号に該当するほか、その「緑化協定が市街地の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り」といふような条件を加えて、その一人のあまりにも恣意的な判断による後継者への承継、義務の承継ということ防止するように計らっている次第であります。しかしながら、二人以上になりましたときには、これは複数のものであつて、その後の変更とか廃止ということとは緑化協定と同様に動かさず。文字どおりの協定になりますので、そこで効力を発生するという意味で、いわば効力発生前の段階ではありますけれども、効力発生後の姿を考えた場合の「協定」という字句を当初の段階から——性格は異なるのでありますが、用いさしていただいた、こういうわけでございます。

○沢田政治君 そうなると、これは特に民間デベロッパーですね、宅建業、こういうところが多いと思います。一人で土地を開発して、そして売っていくわけですから、無数の人に——まあ無数か十人か二十人になるか、わかりませんが、売っていくわけでしょう。その場合、買った人がその拘束を受けるわけですね、今度は、それから効力が出てくるという場合、複数のものに移動した場合、そういう場合、民間デベロッパーの宅建業の方が教える義務がありますね。土地を買つても、緑化協定の何というか、おれが一人で定めて一人で届けておいた、そして一人で認可を受けておいた緑化協定が生きてくるんだから、あなた方はかつてにできませんよと、こういうのを告知する義務がありますね。そうでなきゃ詐欺でしょう。どだい自分で買った土地というものは、これは建築基準法の建築率とか何かの制限はもろんつく、日照権もつく。まあ日照権は法律にありませんけれども、高さの制限とか北側斜線とかいろいろ出てくる。

それ以外は自由に使えると思つて買うわけだ、買手人はみんな。そうでしよう。そんなものはわからないんだから、自分が協定の当事者じゃないんだから、そうなるよ、そういう拘束があるものを売るときには、当然この法律においても告知させれば、協定には参画しないけれども、自分が拘束されることを了承するんだから、ある程度の救済措置はありますね、それを覚えて買うんだから。ところが一般の土地取引の場合は、土地を買う、あとは自分で家を建てる、建築率違反の以外はこれはずくれる。どこかの庭に利用する、木を切りた、これも自由なわけだ、自分の所有権として登記された以上は。そうでしよう。ところが、これには全然告知し納得させる手続、何というか結節が成立しますよ。おかしいじゃないか。まあ該当に入つたものを抵当に入らぬと言つたと同じような結果になると思うんだ。そういうトラブルがあつた場合どうなるんですか、これは。協定の当事者じゃないんだから、買った人は。

○政府委員(吉田泰夫君) この法律では第十六条の第二項ということを用いたしております、認可をしたときにその旨を公告し、市町村の事務所に備えて縦覧に供する、それから、そこが緑化協定区域である旨を掲示板等によって当該区域内に明示するという措置が一つあります。なお、宅建物取引業法に第三十五条という規定がございます、いわゆる告知義務といふことか、「(重要事項の説明等)」という規定があります。宅建業者が相手方に対して、「取引主任者を説明させなければならぬ」といふような規定であります、その中に「都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の概要」といふのがありまして、その政令に追加して規定することにいたしております。

合、これはもうあつてもなくてもいいのですね。一人じゃ緑化協定しなくてもいいし、した場合でも一年以内にこれを取り消せばいいでしょう、効力発生する前に。そうなるよ、合意というのはい人でも合意が成立するわけですね、十九条の過半数が廃止の場合は。一人でもこれは緑化協定をして届けよう、いや売つてみたところが、どうも緑化協定つきでは、こんなところを買つてもだめだといふときには、では緑化協定やめだといふことをいつでもできるわけだね。そうでしよう。だから、この第二十条といふのはあつてもなくてもいいんだよ、これは。全く見せかけですよ、これは。一人で届け出て、そうして皆に分譲したところが、これは協定区域だからちよつと制限がつく、買わない、AもBも買わない、CとDはいといふと、だけれども全体は売りにくい、そこで何といふか十九条において、売れ行きがかんばしくないのでこれをやめよう、こういうことになるわけですよ。こんなばか法律といふのはあるものか。これはあつてもなくてもいい。一人で定めて一人で取り消してもいいといふようなもの、実際につまらないようなものをつくらつたと思つた、どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるような事態の場合は確かにそうなるのですけれども、やつてみてうまいかないならやめるといふくらゐの人は、初めから大体において緑化協定を一人でも考えないであらうといふことも考えられます。私もはむしろ二十条といふものこそ一人の段階で意思が定められ、分譲してしまえば何十人、何百人といふ人になります、それにつきましても一応その効果を継承させる。もちろん、その何十人、何百人の人が過半数で廃止ということになればそれは消えてしまふけれども、せつかくの緑化協定はそのまま生かしていかうという意思の人が過半数を持つていない限り、廃止されないで存続されるわけでありまして。しかし、一たん分譲してしまつたときに、その何十人、何百人の人が全員合意するといふことはきわめてむずかしい、ひい

○沢田政治君 そうなると、デベロッパーの場合

○沢田政治君 そうなると、デベロッパーの場合

ては全員合意のできるような比較的小範囲の区画だけが緑化協定をする、あるいはその地区内は全然緑化協定の動きすらないということになることと比べれば、一人でも緑化協定をかりにつくっておい分譲をしたときにその効果を発揮させるという制度は非常に効果があるのではないかと。特に民間デベロッパーにしても、その造成宅地の団地のイメージアップという点も、みずからのメリットもあると思えますし、また入居するほうにもそれなりのメリット——緑化協定つきの団地を家を建てるというみずからも義務を負いますが、隣人も義務を負って相携えて緑豊かな町ができるという、そういうすぐれた住宅環境になることを入手するんだ、家を建てるんだということにもなるかと思えます。また、住宅公団とか、そういった公的機関による宅地開発を考えれば、これはいろいろ行政上の連絡、指導等によりまして必要な緑化協定をまず結んで、それから譲渡するということもデベロッパーの場合非常に考えられるわけでありまして、この二十条というのは相当効果を持つのではないかと、このように見込んでおる次第でございます。

○沢田政治君 話は戻りますが、首都圏の近郊緑地保全区域の指定状況ですけれども、これは詳しくどうなっておりますか。たとえば風致地区の指定状況とか行為の制限状況、近郊緑地の保全の指定状況、近郊緑地特別保全地区内における行為規制状況、近郊緑地特別保全地区内における土地買取り実績、さらに歴史的風土の保存、この指定状況、それと歴史的風土特別保存地区内における行為規制状況、歴史的風土特別保存地区内における土地買取り実績、これ、わかたら詳しくちょっとお知らせ願いたい。

○政府委員(吉田泰夫君) まず風致地区でございますが、指定状況は、昭和四十六年三月の現在で、市町村数にして百八十五、地区数六百三十六、面積は十三万八千余ヘクタールであります。行為制限状況としては、これは建築物の建築とか、土地の形質の変更とか、木竹の伐採とかいろいろあります。その総計を見ますと、許可申請件数三万五千四百三十三件に対し、大部分の三万四千二百五十五件というものが許可されております。次に、首都圏の近郊緑地と近畿圏の近郊緑地でありまして、届け出制の区域である近郊緑地保全区域というものが、首都圏で十六地域、一万二千ヘクタール、近畿圏で六地域、八万一千ヘクタールでございます。そのうちで許可制を伴っております、きびしく規制する特別保全地区というのが、首都圏では七地域、五百八十四ヘクタール、近畿圏では五地域、五百九十四ヘクタールということになっております。これに対する行為の規制状況は、両方合わせまして、申請八十八件に対し許可件数が十一件ということでありまして、次に、歴史的風土の保存区域であります。これも届け出制のみによるゆるい地域は市町村数で八、区域数で五、面積で一万三千ヘクタール、それからその中で許可制になっております、きびしい地区が、地区数で三十七、面積は三千八百ヘクタールでございます。行為の規制状況は、申請件数一千二百二十二件に対し、許可件数は七百七十四件ということになっております。

○沢田政治君 これは管理状況どうなっておりますか。歴史的風土、このほうは行政財産として財政援助をしてこれは保護をしているわけですが、近郊緑地特別保全地域内に入れた土地を草ぼうぼうにしてはいるのか、野放しにしているのか、その維持管理はどういうふうな状況にございますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 都道府県におきまして所要の予算を組み、樹木の保存とか、清掃とか、病虫害の駆除等を行なっているわけでございます。そのほか、草刈りぐらいいはしてはいると思えますが、積極的に植栽してはいますか。そうでなければ、せっかく買入れた土地を荒らしちゃったってしょうがない。それをさらに何とかいいますか、やはりよい自然環境に仕上げたい。民間のときより悪い環境になったという点になると、何のために国費をもって買ったかわからなくなるでしょう。だから、どれだけ金額を全国的に行なっているのか。何というか、当然この法案をここに提出するにあたって、それくらい把握をしておらなければ、これはいかぬと思えます。将来に、これを買っていくんだから、指定した区域を現状維持じゃだめで、これは、いまより環境をよくするために国が金を出して買うでしょう、だから、その後の把握をどう把握してはいますか。

○政府委員(吉田泰夫君) この近郊緑地の買入れました土地の維持管理、保全費というものがつきまわって、そういう費用で予算というものは国の補助金としてはございませぬが、先ほど申し上げました土地の買上げ費用に対する事務費というふうなところで数年前までは一割程度しかついておらなかつたんですが、そういう維持管理的な経費にも充て得るようという配慮から、近年では四割の買上げ費用に対する事務費を、計上を見ております。同じ補助率で補助しているわけでありまして、こういうものをもとに、地方公共団体においても必要な予算を組まして、広く維持管理の費用、もちろん買取りの事務費そのものにも一部充てられますが、余裕のあります分については、広く維持管理の費用に充てているというわけでありまして、そのうち積極的にどの程度の植栽までしているか、それに投じた金の額等については、どのぐらになるかという点は、申しわけありませんが、ちょっと手元で調べておられます。

○沢田政治君 その具体的な数字まで、ここで即、即答せよということを言ってるんじゃないで

す。往々にして、国が買収した土地で、個人が持っておったときより荒れ野が原になって、そういう雑草のために樹木がおおわれて、小さい樹木は死んじやいますよ、雑草に負けて、そういうところがあります。ぼくは現に知っています、それは、でありますから、少なくともこの全体の風致のためにここを買うのだから、現状より悪化させるといふ手はないと思うんですよ。少なくとも義務があると思うんですよ、現状よりよくする。でありますから、事務費の何とかが言わぬで、国費でせっかく買って全体のために用立てようとするんだから、それをやっぱり向上させていく、よりよい環境にするという一つの義務があると思えます。それでなければ買った目的はないわけですよ。でありますから、この予算措置についても、いまして即答求めませんが、なるべく買った目的を、やはりそれを発展させる一つの措置を考えておいてもらいたい、こういうふうに考えます。法律ができたから、それで自動的に作用して緑化がどんどん拡大するのだというのではいかぬと思えます。

それともう一つ、最後に私は要望しまして私の質問終わりますが、この法律にも、これは緑化地域だということを、指定地域だということを、何か揭示かなんかするようですね。これはせひとやってももらいたいと思うので、少しぐらいい金がかつても、よく地方へ行っても、何か鳥獣保護区城ですか、あれ、至るところでぶつかりますね。あれは非常に、ここはやっぱり環境を守る地区かなというところで、われわれも非常に感激をするわけだ、ああ、これはいいことだなというところで、そういう意味で、やっぱり心のない人はどこが保護地区だかわからない人がおられますから、これは少々の経費がかかってもやっていた方がいいと思えます。

で、大臣、先ほどから取りとめもない質問があったわけですが、聞いておったと思えますが、この法律ができたためにすぐ都市の緑化が現状のまま守られ、しかも現状より飛躍的に良好

な環境になるということは考えられないんですよ。抜け穴といいますが、人の善意と民間の協力に仰いでいることが非常に多いんです。そういうことでありますから、これの実効をあげるかどうかというのは、やはり行政サイドの行政責任に私がかかっていると思います。そういうことでありますから、民間の自主的な緑化協定の場合でも、なるほど緑化協定してメリットがあったと、われわれもいいし、全体もいいという、何とか、それとして局長が言ったように、それが廃止されたとしても定着するように何らかのやっぱり行政的な援助が必要だと思えます。私は金額とか、援助の方法までここで言いませんが、この一点をひとつ研究課題として考えていただくことを特に要望しまして、私の質問、これで終わります。

○国務大臣(金丸信君) 先生の、緑化協定に対する予算措置の問題につきましては、先般もお答えいたしましたわけでございますが、何らかの方法で具体化したいと考えておりますので、ぜひひとつ今後の予算措置に全力を傾けて御期待に沿いたいと考えております。

○委員長(野々山二三君) それでは午後一時半まで委員会を休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時三十九分開会
○委員長(野々山二三君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、都市緑地保全法案の質疑を行います。

○竹内藤男君 先ほど沢田先生からもお話がございましたように、都市における緑のオープンスペースの必要性はますます言うまでもございませぬが、都市内の緑の保存あるいは緑の造成が、避難緑地でありますとか、あるいは工場等の公害地域との間の緩衝緑地でありますとか、あるいは市民のためのいこいの場所、特に児童のための公園

とか、あるいは風致景観を残していく場所として必要なことは当然でございます。その意味で都市計画法において定めてございます公園緑地の制度、この公園緑地の制度も、かつては施設中心であったわけでございますが、最近では植樹をするようになりまして、緑を積極的に造成するという意味で非常に大事な制度になっていることは沢田先生が先ほど御指摘になったとおりでございます。その都市計画公園緑地制度、さらに風致地区の制度、これは都市内の風致を維持するために緑の集団と建築物との調和をはかっていく制度といたしまして、風致地区の制度というものも先般の都市計画法で改正になりまして、積極的に都市内の風致を残していくという制度になっているわけでございますが、さらに今度の都市緑地保全法におきまして、いま申し上げましたような積極的な緑の造成ということ並びまして、緑地保全地区という良好な自然環境を保全しようとする制度を設けることは、きわめて適切な措置であるというふうには私は考えるわけでございます。さらに、これから、すでに提案になっております都市計画法の改正の中で、宅地開発の許可をいたすときに、環境を保全するため、植物の生育確保のために必要な樹木の保存、表土の保全といったような措置が新しい都市計画法の改正で講ぜられようとしていることも、先ほど沢田先生の御質問にもございましたように、自然を残すという意味におきまして非常に大事なことだろうと思っております。今回の緑地保全地区の制度は、従来ございました古都保存法の特別保存地区とか、あるいは首都圏、近畿圏の近郊緑地特別保全地区のいわば考え方、手法といったようなものを全国に及ぼそうというものでございまして、最近の緑地の展望というものが、単に大都市とかあるいは古都の周辺、古都にとどまらず全国的に緑地保全をしてもらいたいということが国民の要望になっている状況に即応した適切な措置であるというふうにも考えるわけでございます。しかし、緑のオープンスペースを十分確保する上において、現行制

度ではまだまだ不十分な点があるように思われますので、その点についてまず、三御質問を申し上げたいと、こう思うわけでございます。
今度の緑地保全法の内容を拝見しますと、その第三条におきまして「(緑地保全地区に関する都市計画)」というところで緑地保全地区の要件をきめていくわけでございますが、この第三条によりまして「都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地」というふうな限定をいたしております。これにはいわゆる農地が入らないのかどうか。たとえば農地の中にもいろいろあると思えますが、永年性の作物をつくっているものもございませうし、あるいは芝などを栽培しているところもございませうが、その農地が入らないのかどうか。私はこれではちょっと読めないと思っております。私に申し上げますが、その点について最初に御質問を申し上げます。

○政府委員(吉田泰夫君) 法律の明文には必ずしも明らかではありませんが、この要件を総合的に読んでまいりますと、樹林地、草地、水辺地、岩石地等の土地で良好な自然環境を形成しているものというのを第一の要件にし、続いて一号、二号、三号という各号該当というものを第二の要件とさせていただきます。原則としては農地は入らないもでございますので、原則としては農地は入らないもでございます。もともと茶畑とか果樹園のごとき永年作物で樹林地というところから一がいにも申せませんが、普通の一年性作物を植えているような農地につきましては、この要件には該当しないもと考えております。

○竹内藤男君 まあ第三条には特別な場合を除いては農地は入らないと。農地につきましては、これを生産緑地というふうな制度をつくってくれというような声がございますが、これについてなぜ入れなかったかということはお聞きすることにして、自治省の方——つい先ほど四月に国会を通過しました今回の地方税法の

改正におきまして、首都圏等の三大都市圏の中で一定の区域の中の市及び東京都の特別区にございませぬわゆるA B農地につきまして、いわゆる宅地並み課税というのがなされました。これは非常に土地対策上あるいは宅地対策上かなり高く評価されているわけでございませぬが、その後の実施状況を見てまいりますと、いろんな問題点があるかと思えます。一つは、宅地並み課税をされておりますA B農地を持っている市町村におきまして、宅地並みの課税でふえます財源を、端的に申し上げますと固定資産税なり都市計画税の全部または一部に該当するお金を緑地保全という名分で環元している市があるわけでございませぬ。私は自分で直接調べたわけではございませぬが、全国農業協同組合中央会とかあるいは全国農業会議所のつかんだ資料によりますと、埼玉県の川口市でございませぬと所沢市、あるいは神奈川県、東京都の三鷹市、さらにはきょうの日程によりますと、神奈川県の大和市におきまして「市街化」農地を公用地に——して課税分を全額補助するということも出ておりますが、こういうふうなやり方はまあいろいろございませぬ。条例でやっているところもございませぬし、あるいは要綱といったような形でやっているところもございませぬが、こういうふうなやり方をしております。その中身は大抵市長が——登録農地といたりあるいは保全緑地といたり、生産緑地といたりしてございませぬけれども、そういうふうな地域を指定いたしました。そしてその農地の所有者と市長との間に緑地協定というふうなものを結んで、そしてその緑地協定を結んだものにつきまして謝礼金の形——謝礼金といたしまして三鷹市では使っておりますし、藤沢市では奨励金と使っております。川口市では補助金と使っておりますが、そういうふうないろいろな名目で税金の還元をしているわけでございませぬ。こういう制度は、国としては宅地並み課税をするということで、土地対策上大事なことだといつてやられたわけでございませぬが、それを自治体

が何と申しますか、実質上宅地並み課税がされな
いような形にしている。まあ新聞によりますと、
田中種まきや自治体はじくと、こういうような
ことをいっているところもございませぬ。こうい
うことで税制改正の趣旨を乱すことになるんじや
ないかと、私はそう思うわけでございますが、こ
ういふことについての、課税当局としての自治省の
見解をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(川俣芳郎君) 市街化区域におきま
す農地と近傍宅地との間の固定資産税の負担に著
しい不均衡がございましたので、これを是正し、
あわせて土地政策に資するという観点から、
今年度におきまして税負担の不均衡が特に著し
く、かつ、宅地の需要が多く、土地対策の必要
性が特に強い三大都市圏、いわゆる特定市街化区
域地について課税の適正化をはかることとした
ところでございます。ところで、ただいま御指摘が
ございましたように、一部の市におきまして緑地
保全等を目的としたしまして、いわゆるA、B農地
のうち一定規模以上の農地に限り、かつ、一定期
間以上の農業の継続を条件とするといったし
て、補助金あるいは奨励金等を交付していること
は御指摘のとおりでございます。で、私どもとい
たしましては、これらにつきましては、それぞれ
の市が緑地保全確保等の見地から独自の判断で
なっているものでございますが、ただ、補助金等
の交付が、かりに全対象農地に対してこれが及ぶ
というふうなことになりますと、立法の趣旨に明
らかに反するものでございまして、適当ではない
のではなからうか、かように考えております。

なお、国会の附帯決議にもございませぬように、
都市計画法上、生産緑地の制度が設けられるとい
うことになりまして、関係の市におきましても、
補助金交付について当然再検討をするというよう
なことになるのではなからうか、かように考えて
おります。

○竹内藤男君 いまの御答弁は、要するに、A、B
農地全農地について税金を事実上還元するような
ことは税制の趣旨に反するけれども、一定の期

間、一定の規模以上の農地について、これが緑地
保全のために必要であれば、これについて何らか
の形でお金を交付するということがいいんだとい
うふうに聞いたわけでございますが、その実態を
見ますと、非常にまちまちでございます。ただ、
あるところ、藤沢市あたりにおきましては市街化
区域に限り行なっておりましても、川口市
では市街化区域に限らずこれをやっておるとい
う、地域の何と申しますか、範囲、全体の地域
の範囲についてもまちまちでございますし、その
面積も、ところによっては一ヘクタール以上、と
ころによっては三平方メートル以上といったよ
うな、面積のとり方もまちまち、また、いま申し
ましたその農業の継続期間も、三年でいいとい
う、五年でいいところ、十年でいいところとい
うようにまちまちでございます。また、その営業の
形態につきましても、川口市のように水田は除く
といっているところもございませぬし、あるいは藤
沢市のように農業生産すべてについて考えていく
というところもございませぬ。こういうふうな非
常に内容がまちまちであります。

しかも、もう一つの問題は、総じて申し上げま
して、緑化の目的というものが限定されてない。
ただ緑地であればいいと、生産緑地であればいい
というふうな考え方で、たとえば今度の法律でこ
ろでございます「緑地保全地区」、第三条におきま
して、一号、二号、三号といったような緑地設置の
目的がある。たとえば遮断地帯であるとか緩衝地
帯であるとか避難地帯として適切な位置、規模、
形態を有するものであるとか、あるいは神社、寺
院等の建造物と一体となつて伝統的または文化的
意義を有するものとか、あるいは風致、景観がす
ぐれていふとかいったような目的の限定をしてお
りますけれども、その緑化の目的というものが、
いわゆる都市計画サイドからの、都市サイドから
の限定というものが十分行なわれていない。
それからもう一つは、これにも関連いたします
が、緑地としての系統といったようなものをあま
り考へてない。言ってみれば、どこでも、あるい

はくつついていても、ばらばらでもというふうな
ふうになつておりまして、都市計画サイドから十
分練られた制度ではないような気がするわけでご
ざいませぬ。したがって、いまお話にもちよつ
と出ましたけれども、今度の地方税法の改正にお
きまして、附帯決議で、生産緑地の制度を檢討す
るようになつたというふうな附帯決議も出てい
るわけでございませぬが、こういうふうなばらば
らであるというのはいささか望ましくないもので、しかも、
いままで条例その他でやっておりますから、これ
は長続きするかどうかかわりませぬので、国の姿
勢として、やはり生産緑地の制度、これは都市農
業といった観点からも必要なものがあると思ひ
ますし、また都市計画サイドからいっても必要な
ものがあろうと思ひますので、こういう生産緑地
の制度を早急に法定化、法制化する必要があるの
じやないかというふうには思ひますのでござい
ませぬ。自治省当局として御答弁をございませ
なけれども、自治省当局としてこれをどう考へる
か。そうしてまた、その生産緑地という制度がで
きた晩において、いままで出されておりましたこ
ろならばの条例をどういふふうには正していく
ものなのか、この点についてお伺いしたいと思ひ
ます。

○説明員(川俣芳郎君) 私どももいたしまして
も、ただいま御指摘がございましたように、補助
金等の交付をしておりますその態様が種々異な
つておるといふことにつきましてはいろいろ問題が
あろうかと、かように存じておるところでござ
いませぬ。自治省といたしましては、緑地保全等の見
地から、都市計画法上生産緑地の制度が設けられ
ることになりなつた場合におきましては、
これらの農地が法律に基づきます手続によりまし
て緑地として保全することが客観的に見ましても
適当であるというふうな考えられ、かつ、その転
用につきましても規制を受けるような制度が設け
られることになりなつた場合には、固定資
産税の軽減の要否につきまして十分検討してみる
必要があると、かように考えております。

○竹内藤男君 もう一つは、宅地並み課税に伴う
市町村の受けとめ方の中に、市の条例そのものが
難航しておるところがある。新聞でございませぬ
で正確ではないかもしれませぬが、東京都では二
十六市のうち可決したものが半分ぐらゐ、中には
一べん可決したものを撤回しておるところがある
というふうな聞いておりますが、こういうふうな
税制の実施が行なわれてないということも、実際
は自治体としては、いまの生産緑地みないなもの
の取り扱いがなかなかむづかしいといふことか
ら、なかなか手間どつていられないかと思ひ
ますけれども、しかし、一方におきましては地方
税法が通つておりますので、これについて自治省
としてはどういふ指導をされていられるのか、この辺
のところをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(川俣芳郎君) 条例化の状況についてで
ございませぬが、市町村の多く、かなりの団体にお
きまして、実は六月議会で、この農地の課税適正
化についての条例を議会にかけておるといふこと
もかなりあるわけでございます。そういう関係
もございまして、現在、関係いたします市で、
どの程度どういふ状況になつていられるかといふこと
は調査をいたしております。また十分にその実
態を把握いたしております。いたしておりませ
んけれども、いわゆる宅地並み課税の実施は、こ
れは地方団体の選択を許さない事項である、すべ
ての団体において実施をすべきものである、かよ
うに考えておりますので、その実施方について強
力に指導いたしてまいりたい、かように考えてお
ります。

○竹内藤男君 先ほどお話がございましたよう
に、地方税法の改正の際の附帯決議におきま
して、「都市計画法上生産緑地の制度を早急に創設
し、生産緑地に該当する農地については、一般農
地と同様の税負担とするよう検討すること。」と
いうのが入つております。それからさらに、実は
最近出ました都市計画中央審議会の市街化促進部
会の報告、七月五日の報告におきましても、その
前文みたいところで、基本的考え方というこ

るで、「計画的な市街地の整備を行なうに当たっては、公園、緑地等のオープンスペースを計画的に十分確保する必要がある。これに関する現行都市計画法の基本的考え方は、市街化区域内においては、当面、都市公園、風致地区及び現在国会で審議中の緑地保全地区に確保することとしているが、更に、市街化区域内に現存する農地等について生産緑地の制度化を図り、都市計画上の位置づけを明確にするともに、その保全を図るべきである。」というようにいつているわけでございます。前に申し上げました市などの条例等による農業緑地あるいは生産緑地の制度も、なかなか長続きしないと思ひますし、事柄の性質上、いま申し上げましたような理由から、国が生産緑地についての姿勢を示すべきではないか、早急に制度化すべきだと思ひますが、建設省のほうとしましては、その点どういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 生産緑地の制度化につきましては、御指摘のとおり、これを都市計画の一つとして制度化を検討すべきであるという附帯決議もなされておりました。また御質問の中に触れられました都市計画中央審議会の市街化促進部会というところでも、その必要性に触れております。この市街化促進部会のはりの報告案というのは、近く開催予定の都市計画中央審議会、この審議会に部会から報告されまして、その審議会として了承が得られれば、審議会の答申ということになります。建設大臣あて答申されることになるものでございますが、いずれにいたしましても、そういった趣旨を受けて建設省としても前向きに検討して、その法制化をはかりたいと考えて準備を始めている段階であります。

ただ、どのように都市計画法上考えていくか、位置づけていくか。まず考えられますのは、オープンスペースとしての機能でありまして、その点だけであれば、都市計画の従来のいろいろな地域、地区とかいふものから対比いたしましたも、さほど無理なく考えやすいのではないかと考えら

れますが、これを文字どおり生産緑地、農業生産を続けてこそその緑地であると、こう観念することになります。これは農業生産と何らかの形で結びつけなければならぬということになります。都市計画上において農業生産まで結びつけた制度は、実はいままでにはございませんで、全く新しい制度を検討しなければならぬということにもなりますので、いま一先懸命事務的に勉強中ではありますが、多少の時間をいただきたいと考へるわけでございます。いずれにしても、このオープンスペース、緑地というような意味を位置づけまして、しかも宅地並み課税を課税とすると、これがなにかというふうな制約が当然必要ではないか、さもなければ宅地並み課税ということも矛盾することになるのではないかと、これも考へられまますので、建築行為等は厳重に規制されるというふうな内容になると思ひます。その他、都市農業のあり方ともからみまして、私ども関係方面とも連絡をとりながらこの作業を促進したい、このように考へております。

○竹内藤男君 生産緑地の制度をどういふふうに組み立てていくかというの、なかなかむずかしい問題だと思ひます。いま都市局長がおっしゃいましたような問題が含まれていると思ひます。ところで、まだ答申にはなっていないようでございますが、この市街化促進部会の報告を見ますと、新しく宅地開発促進地域というふうなものを設けよう、これについては大体二十ヘクタール以上の地域を指定をいたしまして、二年以内に土地の開発につとめなければならぬというふうにしておりまして、それが行なわれない場合には、市町村が強制的に土地整理事業を施行するといふような立て方になっている。そのたまたまの中で、この中に「集合農地」という制度が書かれてございます。この区域内でたとえれば開発を行なう場合には、三〇%の範囲内で農業を継続しようとする者のための農地を集合して換地するような

制度、そういう制度を考へているようです。これは開発許可の場合とあるいは区画整理の場合と二つに分けて書いてございますが、三〇%ぐらいの範囲内で農業継続者のために農地を集合して集合農地を設定してござい。この集合農地というものは、生産緑地という制度に都市計画の地域、地区の制度としては受けとめていくんじやないかと、いふふうには感じましたわけでございます。またさらにこまかいやつでは、こまかいというか、さらに住宅街整備事業というのが二番目にございまして、これは一ヘクタールぐらいの地域で行なわれるようでございますが、これについても三〇%以内で集合農地というのを考へる、こういうようなところがあるんですけれども、この集合農地、これはまだ都市計画中央審議会の報告の段階でございますので、役所のほうに質問するものも変かもしませんが、この集合農地というものは、いま私が言いましたように、その集合農地で、ばらばらになっている農地がある程度まとまった場合には、それを都市計画法で将来できます生産緑地の制度に引き継いでいくというふうな考へがあるかどうか、こころ辺をどなたでもけつこうですか、お答え願ひたい。

○政府委員(吉田泰夫君) いまおっしゃいました都市計画中央審議会の部会のいわば答申原案に盛られております二つの新しい宅地化の促進のための制度についてでございますが、部会での御議論を拝聴しておりますと、ここにいわれている集合農地地区というのは、これから都市計画上位置づけたいという同じ部会の答申原案の総論のところをいってございまして、生産緑地制度というものは違ひまして、どういふ点が違ふかと申しますと、集合農地地区というのは、いづれも、せつかくの市街化区域の中で住宅、宅地に困窮している人も多いというこの緊迫した情勢を打開するためにいろいろ施策を総合的にとらなければならぬ、なかならず直接宅地供給、住宅供給に結びつ制度、仕組みがあつて、それが十分に生かされることがどうしても必要ではないか。その

ために新しい制度を考へまして、いろいろ手厚い国の補助とか減税措置とか金融措置を考へまして、そういう優遇措置を一体となつてこの地区指定が大幅に進む、その結果、良好な宅地供給あるいは住宅供給が格段に推進されるということを期待する制度なのであります。その中に集合農地地区という先生おっしゃつたような、開発地域の一定割合、たとえばおおよそ三〇%程度を限度としたような集合農地地区というものを設定いたしました。将来も農業を継続したいという方のために、そこにいわば集めて換地をするという仕組みをつくらう、そしてその農地につきましましては、一定期間農業を継続していただくとともに、その間は宅地並み課税の対象外とするというわけであります。

その宅地並み課税の対象外とするという意味では、いわゆる生産緑地と効果は似ておるわけですが、これも考へ方といたしましては、これは農地を主として住宅や宅地を供給する、それに協力しやすいような形にするためには、やはり三割程度のはの農地として残す道を開いて、その地区内の農家の希望者が多ければ三割が限度になります。そういうものを農地として一挙には宅地開発しないという余地を残し、あわせて宅地並み課税をはずすという方途を講ずることによりまして、こういった一連のいわゆる促進地区というものの指定を円滑にしようという趣旨であります。促進地区に指定されますと、一定期間内に組合等つくりまして、みずからの手で宅地開発をしていただくというものでありますから、いわばそのきびしさのうらはらとして一定割合のものは農地として残すということを確認しようというものであります。そのきびしさを緩和するという意味が多分にあります。そういうことで、この一定期間農業を継続するという一定期間の考へ方にして、この答申原案には数字として出ておりませんが、おそらくは五年程度とかいふような比較的短期間のものでいいということに考へられていられるわけでございます。一方、こ

れから考えます生産緑地というのは、これから考
えることですから結論めいたことは申せません
が、先ほど申したように、基本的には都市計画上
のオープンスペースあるいは緑地としての意義づ
けを行ないまして、それを都市計画そのものとし
て位置づけようというわけでありまして、少な
くとも期間が限られた制度というようなわけにも
まいらないと思ひますし、規制の内容そのものも
かなりきびしいものになるということであろうか
と思ひます。

○竹内藤男君 私はこちらと都市局長とは逆に考
えたほうがいいんじゃないかと思ひますけれど
もね。といひますのは、現在農家の実態を見ます
と、農業を相当長期にやっていたりという農家も
ございませう。将来はともかく当面は農業でつない
でいこうという農家もございまして、し
かも、そういうそれぞれの農家の持っている土地
がばらばらと申しますか、必ずしもまとまってい
ないというところに、いまの農業を含む土地の土地
利用計画のつくり方もあるいは土地対策もむずか
しい根源があると思ひます。そこでこれから
生産緑地をおつくりになろうというのであれば、
やはり区画整理などをいたしまして、そして集合
農地地区のような制度で交換分合して、そして一定
の緑地というものを残すと、そういう農地につい
ては、これは農業をやっている農地を残していくも
のとして都市計画に組み込んでいくと、こういう
ことが必要なんじゃないか。そういうふうにしな
いと、なかなかばらばらになっている各農家の土
地を生産緑地として確定していくということがで
きないんじゃないか。したがって、まあ手法とし
ましては、いまのような区画整理なり、宅地開発
許可でもいいんですが、そういう際にひとつ農地
をまとめていくということが必要なんじゃない
か。そして、その農地の将来の管理と申します
か、維持継続というものについては属人的に考え
ないで、つまり農家というものに着目しないで、
その土地に着目をして属地的にそれを確定してい
く。そうすれば、農家の側で今度はおやじさんが

死んだからなかなか農業がやれなくなるかと、あ
るいは何かの事情で農業が継続できなくなると
いったようなときに、その農地につきましても別の
経営者にかえていく。そのためには場合によりま
しては、この集合農地地区についても書いてありま
すような先買いの制度とか、あるいは買い取り請
求に際するとかというような形で公共団体なり何
なりが一ぺん買い戻しまして、そして、それをま
た耕作者に場合によつては私は賃貸してもいいん
じゃないかと思ひますが、これはまあ農地法の改
正が要るのかもしれないが、そういうような形
で残していくというようないふことが必要なのであ
つて、この集合農地地区みたいな手法をやはり生産
緑地にもとつていかなければならないと、こういう
のが残つていかなければならないかと、こういう
ふうにお考えの申すけれども、その点をあらため
てもう一ぺん御質問申し上げたい。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃいますと
り、宅地供給並びに住宅供給いたします場合に区
画整理等の面的整備を行ないまして、必要な集合
農地地区も残しつつ、大部分の土地はちゃんと街路
や公園を配置して良好な市街地としながら宅地を
供給するということが最も望ましい姿でありまし
て、部会の答申原案というのの実はそういうでき
るだけ整然とした区画整理等による宅地開発を期
待するということになります。したがって、いま
先生のおっしゃるとおり、区画整理等を行なう
ということになりますれば、この部会の答申の制
度に優に乘るのではないかと。乗る場合には、先ほ
ど申したような集合農地地区の制度で一部農地は税
法上優遇していく、こういうことにはいたしたい。
で、生産緑地を別途制度化すると申しますのは、そ
ういう区画整理をやるとかやらないとかにかかわ
りなくといひますか、区画整理をやらないと、その集
合農地地区のほうに乗れますから、まあいわば区画
整理などやらないような場所でも集合農地地区に乗
れないような場所、なおかつ、生産緑地として残
すべきものはどうかということになると、これは
おのずからきびしくならざるを得ないんじゃない

か、こういう意味で申し上げたわけでございます。
○竹内藤男君 わかりました。要するに、いまの
ような区画整理をやらない地区で生産緑地を残そ
う、これはなかなかいま申されましたようにむず
かしい問題だと思ひますけれども、そういう場合
に、いま市の条例等で行つておられるような方法で
なくて、むしろ積極的に都市計画のサイドからそ
の緑化の目的なりあるいは系統なりというものを
考えた緑地制度というものを私はつくつていかな
きゃならないと思ひます。

それと、私、先ほど申し上げましたように、一
たん生産緑地に指定されたという場合に、その後
の管理ということは非常に大事になつてくると思
ひますが、そういう場合には先買いの制度とかあ
るいは買い取り請求というようないふ制度をつくり
まして、公共団体が一ぺん買い上げてこれを農業経
営の意欲のある者に渡していく、生産緑地という
のは都市の市街化が進んでいくところの中で行な
われるわけですから、相当値段も高いんじゃない
かと、場合によつてはそれを賃貸するといふようない
制度も考へていけたらいいんじゃないかと思ひま
す。古く保存法の特別保存地域で、たしかあ
れば嵯峨野だと思ひますが、嵯峨野の場合には
はまわりの田園的な風景がやはり京都を
思い出す風景だといふことで、たしか京都市が何
かがあれを買い上げまして、買い上げた土地を管
理して耕作者につくらしておられるといふような例も
あつたように記憶いたしておられますが、そういう
ようなやはり管理をきちっとやるような制度まで
考へていく必要があるんじゃないかと思ひます
が、この点についてはどういふふうにお考えに
なつておられますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 生産緑地の問題はな
かなかむずかしい問題があり、私も、まあ経験
の薄い農業のサイドの問題にも立ち入っていくこ
とになりますので、ひとつ心を引き締めて大勉強
しなきゃならぬと考へております。そういうこと
で現在ではなかなか、いまの御質問にも的確にお
答えていただける用意がございませんが、いろいろ

るな制度が場合によつては必要だと思ひます。先
買いの制度とはだいぶ意味合いが変わつたことにな
るかもしれませんが、そういう新しい先買いの制
度というものは有効かもしれないと考へられま
す。

なお、買い取り請求につきましては、これも検
討をしてお答えするほうが適切であります
が、御質問でありますから一言だけ申し上げます
と、この生産緑地というものを都市計画決定する
場合に、土地所有者の意向に反してでも指定して
いく制度にするのか、あるいはその意向を受けた
ようないふことでは指定していきよういふ要件とか手
続を規定するかどうか、そこからは入ることに
なると思ひます。もし、その意向を受けたようない
ものであれば、これはその権利保護という意味で
は買い取り請求の規定は必ずしも要らないと思
ひます。と申しますのは、農地についてまで買
取り請求の規定を入れますと、それに応じて買
取大資金が必要だといふことで、それも将来の予
測でありますから非常にわかりにくい、面もあつ
て、そういう意味で指定が思い切つてなされない
といふような弊害もあり得るわけですから。その点を
考へますと、まあ制度をつくる以上、ある程度指
定されるようなものでなければあまり意味もない
と思ひますので、活用できるような制度にするた
めにどういふことがいいか、いろいろお考へ
も、お教へもいただきついで今後皆さんを重ねたい
と存じます。

○竹内藤男君 いま自治省と建設省に生産緑地の
問題お聞きしたわけでございますが、いま申し上げ
ましたような理由で、私はぜひともこの生産緑
地の制度を国の制度として確立する必要があるの
じゃないかと思ひます。いゆる固定資産税の宅地並
み課税をやめるのには農地の許可を復活する必要
がある、こういうような御意見もございましたの
で、生産緑地制度についての農林省のお考え、さ

らに生産緑地につきまして、これは市街化区域の中でございしますが、農地転用の許可をまた復活するような気持ちがあるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○説明員(岡谷俊作君) 生産緑地についてのお尋ねでございますが、現在市街化区域内の農地のいわば法律上の扱いについては、先生御承知のように、都市計画制度上おむね十年以内優先的、計画的に市街化、宅地化する地域内の農地であるということ、農業政策と申しますか、土地政策の面の扱いは、期間はともかく、経過的に農地であるけれども、終局的には宅地化、市街地になるべきものである、こういうふうな制度上位置づけられているものでありますから、したがってこれを考えるかということになりますと、やはりその一番初めの、市街化区域内に存在する農地というものを、まあ都市計画制度上どう考えるかというのをまず——これはもちろん建設省と御相談の上ですが、割り切りませんと、いろんな意味での話の出発点ができないのではないかと。その場合には、やはりいまの農業政策上の扱いとして、たとえば土地改良投資でありますとか、それからかなり長期間にわたります施設建設、こういうことは補助対象にはしないという扱いにしております。そういうことについても同様に、都市計画制度上、市街化区域内農地がいろんな意味で相当期間保全すべきである、こういうことになりまして、そういうことが制度上あるいは国の制度上そういう位置づけをするんだということになりましたときに、しからばその農政上の扱いなり、あるいはいまお尋ねのございました農地の転用というものの規制をどの法律でやるか、こういう問題がそれに付随して出てくる。やはりたまたまは市街化区域内の農地というものをどういうふうな都市計画で見ると、ここが一番出発点で、その問題

については今後建設省とも御相談して検討することになるかと考えております。

○竹内藤男君 かりに、ある程度区画整理等をしないまま、かなり長い期間生産緑地としての制度というものを設定することができたというふうな場合には、当然そこに基盤整備等の事業もある程度行なわなければならないというふうなことも想定されるわけです。いま、そういうような観点からお伺いしたわけでございますが、大体相当長い期間農地として造成をし保全をしていかなきゃならない、維持していかなくちゃならないという場合の相当な期間というのは、たとえば土地改良の事業をやった場合には、たしかに七年たなければ転用させないとかいうようなルールがあるように思っておりますけれども、大体のめどとしてどれだけの年限をお考えになっているか、お答えをすかしいかもしませんが、それは生産緑地の制度の立て方にも関係してくると思うのです。つまり永久農地というものを、都市公園の施設緑地のように、永久にずっと公園にしてしまおうんだという制度にするわけにもなかなかいかない面もあると思っておりますので、大体の期間というものもやはり生産緑地をつくり出す場合に必要になってくると思っておりますので、大体の期間をお答えできますならばひとつお答え願いたいと思っております。

○説明員(岡谷俊作君) これは非常にむずかしい問題でございますが、いま、農地についての土地基盤整備投資を行なった場合の、その後のことも含めました期間的な関係でどのくらい保全すればいいのとか、こういうことについては、やはり現在の農地転用許可の運用上の方針としては、たとえば、これは永久ということになっております。つまり、一たん公共投資をされまして、それは転用許可基準で申しますと、一番ランクの高い第一種農地という扱いになりまして、これは公共的な事業に供する場合とか、その他のほんとうにやむを得ない場合しか転用許可を認めないと、こういう扱いになっております。そのことからいえば永久である。ただ、たとえば市街化区域の線引

きをしたときとか、そういうような土地利用上の調整をしますときには、ちよつと御質問の中にもございましたように、たとえば土地基盤整備完了後八年とか十年とか、その程度経過したあとのものは、市街化区域等に編入する場合には、順番としては先に編入してもやむを得ない場合もあると、こういうような一つの八年ないし十年というめどは確かであるわけでございます。そういう意味で考えるわけですが、ただ非常にむずかしい問題は、初めから八年なり十年である、こういうことがはつきりわかつていまして、十年後にいふたら必ず解除になる、転用になることがはつきりしているものに初めから投資ができるかどうか、こういうことになりまして、それはもちろん農政、ただ農林省の立場から申しますと、いろいろやりたいとかいうこともございすけれども、同時に、国費使用という面から申しますと、そういうふうにはつきり何年後に期間が限られておつて、その後は必ずというわけでもないけれども、制限が解除される、こういうことが明らかになつていられる土地について相当長期にわたります土地なり建物なりの投資を国費で助成していいかどうか、こういうことは相当慎重に検討しなければならぬ、こういうことにはなるのではないかと思っております。

○竹内藤男君 私は都市計画法をつくり出すときに関係した者の一人でございますが、市街化区域、調整区域という線引きはかなり大まかな線の引き方でございますし、都市地域といつてもその中にはかなり農業をやっている部分が含まれていまして、そういう観点からいいますと、市街化区域の中でやはりこまかい土地利用の現状に即しまして、農地を、どうしても都市農業のサイドからあるいは都市計画のサイドからも必要だというふうな農地を残していくような制度をやはり市街化区域の中につくっていく必要があるんじゃないか。市街化調整区域にすればいいじゃないかというふうな議論もあるかと思ひますけれども、やはりこまかい土地利用の現状に即するためには、そういう生産緑地というふうなものも市街化区域の中に考えていく。これはある意味におきましては穴抜きみたいな形になりますけれども、市街地の中には沼があり、池があったりするところもあるわけですから、そういうふうなふうに考えて生産緑地の制度をぜひつくってもらいたいというところをいまでも主張してきたわけでございます。今回の都市緑地保全法というものが出ますに際しまして、私はこの中に生産緑地というものが取り上げられるんじゃないかというふうな考えでいたわけてございしますが、いろんな都合があつたんでしよう、それが取り上げられていないということはちよつとさびしいような気がするわけでございますが、今後ひとつ農林省あるいは自治省、それから建設省協力いたしまして、ひとつ生産緑地の制度というものをしっかりとつくっていくにたい、こう思ふわけでございます。この点につきまして大臣から所信をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(金丸信君) 生産緑地の制度につきましてはいろいろの問題もあると思うわけですが、市街化区域の中にある程度の土地をまとめることができるというのであるならば、緑地保全という立場から考えてみましても私は必要である、こう考えます。そういう意味で各省連携をとりました、また附帯決議も踏まえて、来たるべき通常国会に提案いたしたいと考えております。

○竹内藤男君 この法律に、緑地保全地区についても土地の買入れの規定がございす。第八条でございす。この買入れの規定の中で、この一項で「許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都道府県において買入れをすべき旨の申出があつた場合においては、これを買入れるものとする。」というふうな書いておられるわけでございますが、古都保存法とか、あるいは首都圏、近畿圏の緑地保全地区については沢田先生からの御質問で実情が明らかになりましたが、こ

の「土地の利用に著しい支障をきたすこととな
る」という要件を付加しているために、なかなか
その土地を買い取ってもらえないというような実
態があるのじゃないかと思いますが、この許可を
受けることができないう場合にはずっと買入れ申
し出ができるというふうな規定にはどうしてでき
ないのか、この点についてお伺いしておきます。

○政府委員(吉田泰夫君) これは緑地保全地区の
中でも積極的に土地を買い取って、公的な所有権
のもとに緑地保全の万全を期するという意味もあ
るわけですが、従来その土地にふさわしいよう
な利用すらも拒絶される、許可されないというこ
とが大いにあり得るわけでありまして、そういう
場合にその権利が行使できないということに対す
るいはば補てん措置として、そういう場合には買
入れの申し出があつたならば義務的に買入れ
るんだという規定でございます。この条文を離れ
まして任意に売買することを別に禁止しているわ
けではありませんが、少なくとも都道府県が義務
的に買入れなければならないという条件として
は、やはりそういう実際上の支障が生じたとい
うことを要件に加えておく必要があるのではない
か。さもないと、やはりその財政負担、将来どの
程度買入れ申し出が出るかわからないというよ
うな不安感から指定自体も思うにまかせないとい
う逆の面も出てくると思います。いろいろ考えま
すと、やはり他の前例にならつた、こういう規定
が妥当ではないかと考えておる次第でございます。

○竹内藤男君 私ほちょっと消極的なような気が
するわけですが、むしろ緑地保全地区なんかは積
極的に買入れられていくといったような姿勢があつて
もいいんじゃないかと。財源問題ということもご
ざいますけれども、まあ昔と違ひまして相当国の
財政も大きくなつておるわけでございますから、
こういうものに積極的に金を使つていくというこ
とが必要じゃないかと思うのですが、それはただ
意見として申し上げるだけにしておきます。

その二項におきまして、「買入れをする場合に
おける土地の価額は、時価によるものとする。」
と、こう書いてあるわけですが、先ほど沢田先生の
御質問にもありましたが、緑地保全地区に指定さ
れますと、いわば開発が凍結される、もう現状利
用以外にはできなくなるということになると、ま
あ地価が上がらない、あるいは地価が下がるとい
うことが考えられるわけでございますが、その買
入れをする場合の時価というのは、緑地保
全地区の外も――まあ外はほとんどほとんど地価
が上がるとはできませんし、かなり相当高くなつ
ているかもしれないけれども、どうせ時価というの
は、この前の地価公示法の法律の審議のときにも
ありましたように、一番大きなフアクターは近傍
類地の価格だと思つて、この近傍類地という
のを緑地保全地区の中でとりますと、これは非常
に低くなつてしまつておるわけでありまして、緑地保全地
区外の地点の類地の価格を基準にして時価をきめ
るといふふうに考えるのが権利者のためになる
と思つて、その点はどういふふうにお考えに
なりますか。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるとおりであ
りまして、緑地保全地区の外という言い方でもよ
ろしいかと思つて、あるいは緑地保全地区の
指定なかりせばという条件で評価すると申しても
いいかと思つて、要するに、緑地保全地区とい
う非常に利用が極端に制約されたその状況で民
間同士の値がつくであろう値段ということでは適
当でないと思つておる。

○竹内藤男君 そうするとあれですか、その緑地
保全地区がからなかつた場合に取引されるよう
な値段で買上げられる、こういうことですか。
○政府委員(吉田泰夫君) そのとおりでありま
して、まあ実際にも近傍類地の鑑定評価にあつて
参考とします価格というのは、この緑地保全地区
の外の価格、取引事例などを参照して評価してい
るのが実態でございます。

○竹内藤男君 最後に、第九条の「(買入れれた
土地の管理)」ということがございます。これに

つきましては、沢田委員のほうからいろいろ御質
問なり御要望がございましたので、私はやはりこ
の買入れ取った土地をきちんと管理するということ
が非常に大事であると同時に、緑地保全地区内の
緑地保全のための管理と、いろいろ保全するため
に、火事が起こらぬような施設とか、あるいは施
設がくずれないような施設とか、がけくずれ等が
起こらないような施設とか、それからある程度管
理をする人の人件費というふうなものが要すると思
うのですが、これは現状がどうなつていて、将来
どうされようとしておられるのか、その点をお伺いし
たい。

○政府委員(吉田泰夫君) 買入れれた土地につき
ましては、まあ民間の方が保有していただくときより
も管理の程度が落ちるといふことではもちろんい
けないわけでありまして、そういうことがこの第
九条に、抽象的ではありますが規定されているわけ
であります。そのためには、いまおっしゃいました
たようないろいろな有形無形の施策が必要であり
まして、経費もかかるわけでありまして、現在のと
ころは、各都道府県が予算を組んで所要の措置を
とつておられるわけでありまして、国としては、先ほ
どちょっとお答えしたと思つて、買入れれた
価格に対する国庫補助、これの四割というものを事
務費として認めまして、これをもつてそういう
諸経費、買入れれたに伴う直接的な経費のみなら
ず、そういった経費にも充てられるように仕組ん
でおります。買入れれたの事務費でありますか
ら、補助率は買入れれた費そのものと同率というこ
とになつておられます。この四割という額は、買
入れれた費、買入れれたに要した費用と、すでに買
入れた土地も含んだ全体の保有土地の管理費とは必
ずしも正比例するわけでもありませんが、一応そ
の近似的に比例するものと見まして、簡便な方法
による積算をしておられるわけでありまして、まあ実
際には買入れれたのための直接費用に買入れれた
四割もかかりませんから、相当部分はいま言った
ような経費に充て得るといふことでございます。

骨子に、できればさらに許可してまいりたいと考
えております。

○竹内藤男君 いまの、いわば管理費的なもの
について、国庫補助、これの増額と、それからこの
間、熊谷先生が言われました補助率三分の一でし
たね、補助率三分の一、買入れれた費用の補助率三
分の一、首都圏、近畿圏の近郊緑地は三分の二だ
と思つて、今後はもひとつ努力をしていただきたい
ということをお望み申し上げまして、私の質問を
終わります。

○委員長(野々山一三君) 本案に対する質疑は、
本日はこの程度にとどめ、これにて散会をいたし
ます。

午後二時四十三分散会

七月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、「建築設計監理の業法制定に関する請願」
の反対等に関する請願(第三五〇六号)(第三
五二二号)(第三五八八号)(第三五八九
号)(第三五九〇号)(第三六〇七号)(第三
六〇八号)(第三六三〇号)(第三六三二一
号)(第三六三三二号)(第三六四三三号)(第三六四
四号)(第三六四四号)(第三六四九号)(第
三六五〇号)(第三六七六号)

一、建築設計監理の業法制定に関する請願(第
三五二二号)

第三五〇六号 昭和四十八年六月二十三日受理
「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木一ノ二ノ九
森京介
紹介議員 山本敏三郎君
この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三五二二号 昭和四十八年六月二十五日受理
「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対

等に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前一ノ三ノ一六
建築家会館内社団法人日本建築家
協会会長 大江宏

紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三五八八号 昭和四十八年六月二十六日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬海岸三ノ二ノ
七 松田軍平外六百六十六名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三五八九号 昭和四十八年六月二十六日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲東園一ノ七ノ八
浦辺鎮太郎外百二十五名

紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三五九〇号 昭和四十八年六月二十六日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願（二通）

請願者 東京都調布市国領町八ノ四ノ一
大倉純外百二十一一名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六〇七号 昭和四十八年六月二十六日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 東京都世田谷区荻巻一ノ二ノ一
三 田中正蔵

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六〇八号 昭和四十八年六月二十六日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 東京都中野区中央二ノ五三ノ四中
野中央コーポ内 白井剛外七十二
名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六三〇号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 神戸市垂水区霞ヶ丘三ノ四ノ一二
中村勝郎

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六三二号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋一ノ三二ノ一五
松本圭一外百六十名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六三三号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 青森県弘前市富田一ノ五 前田栄

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六四三号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 宮城県仙台市錦町二ノ四ノ四三
横山芳夫

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六四四号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 東京都豊島区雑司が谷一ノ四ノ六
安田臣外六十四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六四五号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 東京都品川区小山七ノ七ノ一八
西村時彦外九十三名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六四九号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺二、三二六ノ
一一 加藤渉外百三十九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六五〇号 昭和四十八年六月二十七日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲賀町上野 望田忠
夫外百名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三六七六号 昭和四十八年六月二十八日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願」の反対
等に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市岩園町二一ノ二三
渡辺道輝

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

第三五一一三号 昭和四十八年六月二十五日受理

「建築設計監理の業法制定に関する請願（三通）」

請願者 東京都町田市真光寺町二一八 森
田茂外五十八名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第三二〇八号と同じである。

昭和四十八年八月八日印刷

昭和四十八年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局